

感染予防・健康管理・感染が疑われる場合・海外渡航について

学 生 課

1 感染予防について

◆手洗い

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時、登校時、食事前などこまめに手を洗いましょう。

大学内トイレに設置されているハンドドライヤーは、感染拡大防止のため使用を中止しますのでハンカチ等を持参してください。

◆マスクの着用

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。登校時はマスクを持参・着用し、他者への感染を防ぐため、咳エチケットを心がけましょう。

◆速やかな退校

感染拡大を防ぐには人の密集を避けることが重要です。授業終了後は速やかに退校しましょう。

◆普段の健康管理

普段から十分な睡眠とバランスの良い食事を心がけ免疫力を高めましょう。

2 健康管理について

◆発熱などの風邪症状が現れた場合は、授業を休み、外出を控え自宅で療養してください。また、毎日体温を測定し記録してください。
体温測定の記録は「健康管理チェック表」を使用してください。

◆次のいずれかの症状が現れた場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談し、指示を仰いでください。

①風邪のような症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。

②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

◆症状の有無に関わらず、新型コロナウイルス感染症と確定した者あるいは疑いのある者と接触した場合、「帰国者・接触者相談センター」に相談しましょう。

該当事項が生じた場合は、学生課に連絡し、就学上の判断を仰いでください。

3 感染が疑われる場合について

以下の場合、直ちに学生課に連絡してください。

①感染が疑われた者及びその者との濃厚接触者（家族含む）

各種医療機関にて感染が疑われ検査を行った、あるいはその者の濃厚接触者とされた場合には、検査結果が出るまでは不要不急の外出を控え、自宅待機してください。自宅にて検温と体調管理チェックを毎日記録し、異常があれば医療機関の指示に従ってください。

②感染者

新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合には、大学は保健所の指示に基づいて行動し、感染者は学校保健安全法施行規則第19条により、治癒するまで「出席停止」となります。

4 海外渡航について

◆渡航の実施について

- ①サークル等による海外渡航：中止してください。
- ②個人旅行等：自粛してください。

◆帰国後の注意事項

①自宅待機について

飛行機の密閉された空間や空港を利用することにより新型コロナウイルスの感染リスクが高まることを勘案し、**帰国日から14日間は自宅待機とし、外出を極力控えるようにしてください。**この期間は大学への入構はできません。ガイダンス・授業等についても同様の取り扱いとなりますので、既に渡航中の場合は、学事日程をあらかじめ確認のうえ、必要に応じて帰国日を検討してください。

②帰国後の体調管理

- (1) 帰国者は帰国日から14日間は体温を測定・記録し、その結果を学生課へ報告してください。
- (2) 帰国日から14日以内に発熱（37.5℃以上）かつ呼吸器症状がある場合は、他の人との接触を避け、マスクを着用するなどし、「帰国者・接触者相談センター」に相談し、その指示に従ってください。**感染が疑われ検査を行った場合や感染した場合は、速やかに学生課に電話連絡をしてください。**